

# 社会福祉法人敬愛会（居宅介護支援）運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬愛会（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、高齢者等の意思及び人格を尊重し、常に高齢者等の立場に立って、また高齢者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者等の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を公平中立に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人敬愛会
- 2 所在地 神奈川県大和市福田1551番地

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）  
資格（主任介護支援専門員）
- 2 介護支援専門員 9名  
（常勤専従） 5名  
（常勤兼務） 1名  
（非常勤専従） 2名  
（非常勤兼務） 1名

介護支援専門員等は居宅介護支援の提供に当たる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日とし、祝日も営業する。（但し、1月1日～3日は除く）
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(但し、早朝・夜間については、事前に相談予約の上実施する。)

3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、高齢者等の意思及び人格を尊重し、保健・医療・福祉サービス等のサービス事業者との連携を総合的かつ効果的に行い利用者の立場に立って適切なサービスの提供ができるよう努める。その内容は次のとおりとする。

- (1) 課題分析標準項目(23項目)を使用し自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (4) 利用者等への情報提供(指定居宅サービス事業者の名簿・サービス内容・利用料金等)
- (5) サービス担当者会議の開催又は居宅介護サービス等の担当者に対する照会
- (6) 介護保険施設への紹介その他の便宜
- (7) 介護保険認定申請の代行及び援助
- (8) 介護保険認定訪問調査員としての業務

2 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅・医療機関又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

(利用料、その他費用の額)

第7条(当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き)厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 第8条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1に定める額を徴収する。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、大和市全域、藤沢市長後、高倉、綾瀬市本蓼川、上土棚、上土棚南一丁目～五丁目、上土棚北一丁目～五丁目、横浜市泉区上飯田町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、居宅介護支援実施中に、高齢者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずると

ともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

担当 居宅介護支援事業所 管理者 電話 046-269-9001

敬愛会 法人事務局 電話 046-267-1210

受付時間 月曜日から日曜日 9時00分～17時00分

2 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができる。

大和市介護保険課 電話 046-260-5170

神奈川県国民健康保険連合会 電話 045-329-3447

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、サービス提供に際して怪我等の事故があった場合には、医師や家族への連絡及び保険者への報告、その他適切な措置を迅速に行う。

2 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、事業所の故意又は過失によらない時はその限りではない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、業務上知り得た高齢者等及びその家族の秘密を保持する。

又、介護支援専門員及び職員（以下「介護支援専門員等」という。）であった者に、業務上知り得た高齢者等及びその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

平成12年	2月10日	施行
平成12年	9月	1日改正
平成13年	2月	1日改正
平成13年	4月	1日改正
平成14年	2月	1日改正
平成14年	3月	1日改正
平成14年	6月	1日改正
平成14年	10月	1日改正
平成15年	1月	1日改正
平成16年	4月	1日改正
平成17年	2月	1日改正
平成17年	11月	1日改正
平成18年	4月	1日改正
平成20年	4月	1日改正
平成20年	11月	1日改正
平成21年	4月	1日改正
平成21年	10月	1日改正
平成23年	8月	1日改正
平成24年	11月	1日改正
平成25年	4月	1日改正
平成27年	4月	1日改正
平成30年	9月	1日改正
平成31年	4月	1日改正
令和 3年	4月	1日改正

別表1（本人負担について）

利用者別	要介護認定を受けている方	要介護認定を受けていない方
金額	無 料 (介護保険法定代理 受領サービス)	厚生労働大臣の定める 基準の全額
交通費	通常の事業実施地域を超えてから片道1km増すごとに 20円を加算する。	